

第二十六回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和三十三年二月十四日(木曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 西川基五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
塩見 俊二君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
栗山 良夫君
格 繁夫君
野溝 勝君
鮎川 義介君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○とん税法案(内閣提出、予備審査)
○特別とん税法案(内閣提出、予備審査)

○昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開会いたします。

まず食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
とん税法案
特別とん税法案

以上いずれも予備審査の五つの法律案を便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立篤郎君) たいいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、食糧管理特別会計法第四条ノ二の規定によりまして、食糧管理特別会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の限度額が三千五百億円と定められておりましたのを四千四百億円に引き上げようとするものであります。

この会計の負担に属する借入金等の額は、例年の実績を見ますと、おおむね十二月中に最高額に達しておりますが、昭和三十一年度におきましても、この会計の収入及び支出の状況を勘案いたしますと、例年と同じく、十二月中に最高額に達することが予想されるのであります。

すなわち、昭和三十一年十二月末現在の借入金等の見込額は、昭和三十一年度から持ち越す借入金等の見込額が約三千四百二十億円、昭和三十一年十二月末における借入金等の増加の見込額が約三百七十億円、計約三千七百九十億円と推定されるのであります。これに、収入及び支出につきまして變動のある場合を予想して若干の余裕を見込みますとともに、過去の実績から十二月末日と十二月中における借入金等の最高額に達する日の借入金等の差額を見込みまして、この会計の借入金等の限度額を四千四百億円にいたしましたと存するのであります。

次に補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じて参つたのであります。

政府といたしましては、補助金制度の合理化につきましては、従来に引き続きなお今後も調査検討を進めて参る計圖であります。昭和三十一年度予算の編成にあたりまして、この建前から各種補助金等の整理につきましても、同法による特別措置につきましても、国立公園法に基く補助金に関するものを除くほか、昭和三十一年度においてもお引き続き同様の措置を講ずることが妥当であると考えられます。今、右特例法につき国立公園法に基く補助金に関する規定を削除いたしますとともに、その有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長いたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

第三に産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

産業投資特別会計の産業投資の財源は、御承知のように、貸付金の回収金及び利子、余裕金の運用利益金、特定物資納付金処理特別会計からの受入金、前年度の歳計剰余金等をもってこれに充てることになっております。しかしながら、これらの財源はきわめて弾力性の乏しいものでありますので、今後、これらの財源のみをもつて投資の需要を充足して参りますときは、將來において経済の情勢に応じた適時適切な投資を行ふに財源の不足が見込まれることのあるわけでありまして、従いましてこのような場合に備えまして、この財源の不足を補てんするため

の補てん資金をあらかじめ財政の事情が許す時期において準備しておき、この資金をもつて将来そのつどの財政事情にとらわれることなく、産業投資財源の不足をみた場合これを弾力的に補うこととするのが財政経済の調整を推進する考え方からいたしましてきわめて必要かつ適当であると認められます。昭和三十一年度におきましては、相当の自然増収が見込まれる実情でありますので、補正予算をもちまして三百億円を産業投資特別会計に繰り入れて右の資金に充当し、先に申し上げましたような将来の必要に備えることといたし、ここに産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げますと、改正の第一点は、この会計にさきほど申し上げました資金を設けること及び昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこの資金に繰り入れること、第二点は、右の資金の経理は、資金の設置の目的から歳入歳出外として整理し、投資を行ふ際これを投資部門の歳入歳出に計上することとしたこと、第三点は、この資金は投資に使用しないときは、資金運用部に預託して運用し、その利子は資金に組み入れることとしたことでありまして、以上のほか規定の整備について所要の改正を行ふこととしております。

最後にとん税法案及び特別とん税法案につきましても、提案の理由を御説明申し上げます。

第五部 大蔵委員会會議録第四号

これらの法律案は、今次の税制改正の一環として、従来のとん税の税率を引き上げるとともに、別に法律で定めるところによつて市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について新たに特別とん税を課することを目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、とん税法案におきましては、諸外国の例等にもかえりみまして、その税率を、現行の純トン数一トンまでごとに五円（一年分を一時に納付する場合に十五円）から純トン数一トンまでごとに八円（一年分を一時に納付する場合は二十四円）に引き上げるとともに、とん税の納税義務者、納期、非課税の範囲等につきまして、実情に応じて規定の整備を行ふこととしてあります。

このとん税の税率の引き上げにより、昭和三十三年度におきまして、約一億七千万円程度の増収が見込まれてゐるのであります。

次に、特別とん税法案におきましては、別途考慮されております外航船舶の固定資産税の引き下げ措置とも関連いたしまして、開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港につきまして、その純トン数一トンまでごとに十円（一年分を一時に納付する場合は三十円）の特別とん税を課することとするともに、特別とん税は、税関がとん税を徴収する際にあわせて徴収することとし、その納税義務者、納期、非課税の範囲等についてはとん税の場合と同様としております。

この特別とん税の創設による収入をいたしましては、昭和三十三年度において約五億八千万円程度が見込まれておりますが、これは別途法律で定めるところによりまして、開港所在の市町村等に譲与することになっております。

以上が食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外四法律案を提出した理由でございます。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいま説明を聴取いたしました法律案の内容説明及び質疑は後日に譲ります、資料の御要求のあります方は、この際お述べを願いたいと思つております。

○野濤勝君 理事会で、この質疑についてはあとにするにしまして、きょうは提案理由の説明だけということで話し合ひが済んだと、委員長の宣告があつたと思つておりますが、食糧管理特別会計の額面がふえたという点について、ただこれだけのことはわかつて、特に食管の問題については始終問題もあつたことでございまして、食管特別会計の内容について、一つこの際、詳細にその運営及び經理の事情等についての資料を出していただきたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいまの資料の御要求は一つ当局におかれていただくべくお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは次に、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたしまして、大蔵省当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(原純夫君) 最初の、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、これは三十一年産米穀につきまして、いわゆる予約売渡しによつて売渡してしまつたものについて、平均いたしました石当り千五百円、これが早場米の時期別に価格差がついておりましたが、これを収入金額に算入しないという特例を設けようとするものであります。同様な立法は、その以前において年々やつて参つたこと御存じの通りであります。そしてこの種の特別措置について、だんだん経済が正常化してきますに伴つて、税の公平論から議論があらまされて、先ほと臨時税制調査会の答申でも、これは廃止するようになりまして、先ほとこの中でございまして、なお、政治的にこれを存続したいという見地から、にわかには答申の通りには参りたくはないことになっておる件でございます。ただし本件はすでに三十一年産米に関するものであります、昨年の春、これをどうするかという問題が出ました際に、政府側として申告期に間に合ひようの特例法案を出すということをお約束しておる分でございます。

内容につきましては前年の特例法案と相違するところはございませぬので、ただいま申し上げました程度のごとで詳細は省略させていただきます。

これによりまして減税額は大体三十億円というところに計算いたしております。平年作ベースで三十億円、近ごろのようになつて参りますと若干ふえて参りますが、平年作ベースで三十億円というところに考へております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案、これは……失礼いたしました。それではごく概略それで。

○委員局長(廣瀬久忠君) それではただいまの所得税の臨時特例に関する法律案について質疑を行います。

○野濤勝君 簡単に御質問いたしたいと思つております。この法律案は、これは当然のことでございます。ただいま提案理由の説明の中で、調査会の方の答申によると、これは廃止してどうかというより意見もあつたが、諸種の事情から残すことにしたという御説明でございます。しかし、まことに私は定見のない御意見だと思つておるのをお聞きしたい。三十一年度産米になつておるのをお聞きしたい。米の価格決定に当つて、生産費を保証するより価格でないという点に非常な問題点があると思つておるのをお聞きしたい。さらには農村の経済事情等から勘案し、さらには食糧の需給関係から奨励の意味も考へて、かような制度ができたわけなのでございまして、どうも調査会の答申のあたりに、もし調査会の答申のごとく当局が考へるとするならば、その際は全体に米価の事情、農村経済事情等々の点を勘案して考へるべきであつて、その点に対する見解をこの際一つ原さんからお承りしておきたいと思つておるのをお聞きいたします。

○政府委員(原純夫君) この制度は、米穀の管理が、需給も非常に窮乏であり、従つて管理が非常にきつたといふかかなり前の時代に創設されたもので、だんだん推移して参つたのであります。おっしゃるような食糧の確保のために、また一面で農家の経済というよりなことも考へられてきていふ制度でありまして、同時に半面ではやはり税というものは公平でなくてはならぬといふ見地から考へますと、まあはつきり収入金額であるものでありますから、その一部をはずすとすることにいつては、公平の観点から言つていろいろ議論がある、それが農家と農家以外との間の公平論といふことばかりではなく、農家の中におきましても、あるいは地域的にあるいは階層別に税負担が違つてくる、それが税の公平論、農家内部における、農家のグループの中における公平論から言ひましたも、妥当かどうかというより問題になつてきていふわけでありまして、そのよりな角度から、いろいろ議論がなされ、これは廃止するべきものではない、これは、これは廃止するべきものではない、これは、これは廃止するべきものではない、これは……

○野濤勝君 一言、私はむしろ質問より、この際大事なことではございませぬ、特に金融制度あるいは財政制度調査会の方では場合にはございませぬ、局があるのをご存じですが、事務当局はそう簡単にかわるわけではございませぬ、特に私は原さんがその関係の当局におられるだけに、強く一言

○野濤勝君 一言、私はむしろ質問より、この際大事なことではございませぬ、特に金融制度あるいは財政制度調査会の方では場合にはございませぬ、局があるのをご存じですが、事務当局はそう簡単にかわるわけではございませぬ、特に私は原さんがその関係の当局におられるだけに、強く一言

○野濤勝君 一言、私はむしろ質問より、この際大事なことではございませぬ、特に金融制度あるいは財政制度調査会の方では場合にはございませぬ、局があるのをご存じですが、事務当局はそう簡単にかわるわけではございませぬ、特に私は原さんがその関係の当局におられるだけに、強く一言

申し上げて、今後の施策の上に十分御配慮を願いたいと存じます。と申すのは、今お話しがありましたごとく、税の公平というこの問題ですが、きょうあえて私はあなたと税の公平論について論戦をしたいと思いません。しかし税の公平論をする場合には、一応私は、単に農村の面だけでなくて、税というならば、全部あらゆる産業に對しても、やはり総合的な検討を加えていかなければならぬと思つております。してみると、今日まで日本の財政の面から見れば、大抵租税収入がどのくらいあつて、それがどういふ方面に使われておるかという点に對して分析しなければならぬし、そしてそのまた経済効率の点から、あるいは日本の国民生活に必要な点から見ていかなければならぬ、そういう産業もあると思つております。單なる私は経済効率だけじゃないと思つて。そのなるといふと、今のうちに、国民生活に必要な食糧が、まだ自給自足の態勢ができておらぬ。御承知のごとく二千三百万石の供出でどうかこうか、その他外米あるいは外国の食糧を入れて、そこをカバーしてゐるといふ状態です。してみるといふと、外国から食糧を入れなくてよろしいという自給自足の態勢になつた場合には、考え方はおのずから違ふと思つております。しかしそうでなくて、依然として外国から食糧を受け入れておるといふ状態の下におきましては、まだ日本の食糧事情というものは自給自足の態勢に立ち至つたといふことは言えないと思つて。そういう点から私は考へてみる、どうしても農家が生産意欲を落す

よくなることがあつては相ならぬ。せつかく物を作つて、経済が困る、たとえは税金が多い、あるいは生活に事を欠くというよくなることがあるとするならば、やはりこれは生産上に大きな影響を持つのでございます。こんなことは一つの常識でございます。でありますから、どうかさういふ点を私は十分考へてもらいたい。具体的に申し上げますならば、農村には農林中金という金融機関がございまして、これは足立次官も御承知のごとく、資金の運用はどうか、預かるものは三分ないし四分くらい、今度は農村が借りる場合はこれが一割だ。そして中金の資金利用面がどういふようになっておるかという、このうちの約三割くらいは農村以外に出ているのです。これは原さんが十分おわかりだし、大蔵当局はその点について十分検討されておると思つて。たとえば国家資金の利用の面におきまして、さういふように實際、農民は恩恵に浴しておらないのです。この点から私は不公平だと思つて。これは一つの面です。その他あとでまたいづれ質問をいたしますけれども、租税特別措置法の内容などを見ても、單なる生命保険の面だけが一般国民的な免税になつておる点でありまして十二種目あるうちで、完全に一般大衆的のものといふものは、私どもとしては見受けられません。これは一つの財政金融の面からの都分の見方でございますが、その他、まあいろいろの点において非常に農村は取巻をされてきておるのでございまして、前年度よりは今年度は一戸平均三万近くの入収入減になつておるのでございます。これは経企庁の統計にも出ております。こゝい

り点から見て、私はこの時期別奨励金の免税の点については、今回だけというこゝでなくて、今後かような問題が提起された場合におきましては、あらゆる角度から検討されて、農村経済がやつていけるような事情の下において考へられるということについて、特に強く私は希望を申し上げておきたいと思つております。

○青木一男君 一点だけちよつとお伺ひしたいのですが、事前売り渡し申し込みを基に米を予約した場合には、この特典があるという点に非常な特異性があるように見えますが、事前売り渡し申し込みを超過して余分に売つた場合、あるいは事前売り渡し申し込みを基に賣つた場合に、この特典を与えるのかどうか。それからさういふ特典がもし事前売り渡し申し込みとすることが条件ならば、初め割合に多く申し込みにおいて、事実少く売り渡した場合にどういふ不利益を受けるのか。特典だけあつて不利益がないとするのは、この事前売り渡し申し込みというものは非常に不確実性を帯びてくると思つておるのですが、その両者の関係を説明していただきたい。

○政府委員(原純夫君) 第一の点につきましては、事前売り渡し申し込みに裏づけされない売り渡しにつきましてはこの特例の適用はございません。それから第二の点でございますが、予約をいたしました、まあ、しいてよけいといふこともございませんでしよが、よけいに予約して、それが実行できなかったという場合につきましては、これは税の方ではもちろんその分は収入が立たないわけでございます

するから、別段の問題はございませぬ。従つて不利益な扱いはございませぬ。予約の代金を二千万でございませぬ。春、農民が受け取るわけでありませぬ。それを返す段において、私は、詳細は記憶いたしておりませんが、あまりに度がひどいと、それについて金利相当の額をつけて返す。返しますということは、實際にはさういふ農家も全然供出しないうちで、売り渡す米をいたしますが、最初に売り渡す米の代金からさつ引かれる形になるわけでありまして、さういふ点、考へようによつては当然のことでありませぬけれども、乱に流れないよふという意味では、さういふ方法をとつておるわけでありませぬ。もともと米穀管理の態様が推移しまして、さういふ予約売り渡しという制度になりました際に、その奨励と申しますか、さういふ意味もからんで、この特例ができておる。若干さういふ事態が起りまして、まああまりに過度のものについて、ただいま申しました程度の、不当な利益がないといふことを確保するといふ程度でよろしいのではないかと、こゝでやつておる次第でございます。

○左藤義隆君 これは農林水産委員会の問題だと思つておるのですが、ただいまの野澤さんの御質問に對して主税局長から地域的に税の公正というお話がありましたから、まあ政府次官にお伺ひしておきたいと思つておるのですが、早場米に對していろいろの事情からさういふ格差をつけておる。ところが早場米の恩恵に浴するのには東北、北陸が主でありまして、西日本の方ではほとんど恩恵を受け得ない。しかし西日本の方では硬質米とい

るか、つき減りの非常に少い、量よりも質で、相当今まで酒米その他格差のあるものが、非常に不利に……。これに對して相当の格差をつけてほしいといふことをいつも農林省の方から要求するよふですが、この問題に對してはやはり少しでも良質なものをだんだん奨励していく意味において、大蔵省として地域的なさういふ公正という観点から御考慮になる余地があるかどうか、従来の経緯、また今後のお見通しをこの際伺つておきたい。

○政府委員(足立憲郎君) 実は私も米価審議会委員を数年勤めさせていただきました。今左藤先生から御指摘のよふな点、あるいは先ほど野澤先生から御説のございましたよふな点、いろいろの経過のありましたこともよく承知いたしております。特に今左藤先生のお話のつき減りの点、特に西日本の米のまあ優位性といふ点か、さういふよふな点を考慮して価格差をつけるべきだといふ御主張を伺つております。大蔵省内におけるこれらの問題についての判断につきましては、私もまだ突き詰めて事務局と話し合つておりませぬので、今ここで直ちに責任ある御答弁を申し上げることはできません。ただ本日問題になつておられます税の問題につきましては、先ほど来お話がありましたよふな従来の奨励金を米価に繰り入れましたので、これに對する手当て申しますか、まあ当然減税すべきであるといふこと、その要素が含まれておるわけでございます。なおまた、米価審議会の答申による石当り百円の特別加算金、ないしは実質手取りを百円程度

○政府委員(原純夫君) これは一応その期に切らなければならないので、非常にはつきりと住宅政策で何年計画の末期がそれに来るといふようなものではございません。その時期にまた住宅政策、あるいはこの特別措置全般の様子を考へて態度をきめたいといふふうに考へております。とりあえず三十三年末といはしたしたのは、住宅について他にもいろいろと特別償却とか、その他の特例が設けられております。これらが大体三十三年一ぱいというふうなことになるので、一応時期を切るとすればこの辺かといふことで、そういう期限にいたしましたわけでございます。

○栗山長夫君 まあ他の特別措置の体系の振り合いかから、一応三十三年十二月三十一日までとした、こういうふうにおっしゃったのですが、期限延長の理由は、「住宅建築の現況にかえりみ」といふのがこれが一番大きな理由になっております。そうするとこの「住宅建築の現況にかえりみ」といふことをもう少し具体的に理由づけるとすれば、ただいま住宅が非常に払底をしておる。その払底をしておる住宅を緊急に建築するために、税の面においても国はしかるべく支援の措置をとらう、こういう私は趣旨であろうと解釈をしております。そういうことであれば、もう少し期限を大幅につけておいても、いささかも私は支障はなかりうと思ひます。また、先ほど平林閣僚議員からお話がありましたように、いろいろまだ相当長期にわたつてでなければ、一応住宅の建築が完成し得ないといふ今日の状況からしまして、法律の期限延長の不可がわが出てきて、途

中に断層ができるというふうなこともできるわけですから、もう少し思い切つてこの期限の延長をしておかれ、途中でもちろん税法系の全般からいって、もつとほかに格段のいい方法があれば、そのときに法律をまた改正すればいいわけでありまして、もう少し思い切つて期限の延長をやられてもいいと思ひますが、この点はどういふことでしょうか。

○政府委員(原純夫君) 一つのお考えだと思ひます。私もさういふふうにとくに期限を切つておられますが、千分の六という一般のこの負担というものが本則であり、これはそれを一にするわけでありまして、非常な優遇であるといふより意味から、やはりそのときどきの事情、税金の事情も見て、さうしてまた、今回も議論になつておられますように、もうもろの特別措置の設けられ方、あり方、さういふふうなものとのバランスも見て検討するといふような態勢にあることも必要ではないかといふふうなことから、さういふふうな特例はやはり何年間かを切つてやつておられます。おっしゃる通りに、それを相当長くというの御意見だと思ひますが、大体さういふものは二年あるいは三、四年というふうな期間で通例やつておられます。それでさういふ二十七年から四年ばかりになります。この際延ばすといふ際に、ちよつと他の住宅関係のいろいろ特例がございます。さういふものが二年先だか、まあ見ようによつては短いかもしれませんが、そのときそれらともやはり相互に、特別償却と登録税といふふうなものとも相互に関連をもちますので、あわせてその際検討するといふよ

うなことにするのが、そのときの立法のやり方としてもよろしいのではないかと考へあわせて、別段他意はございません。特に短かくするといふようなことはございませんので、そのとき十分御趣旨の点は体しまして検討したいと思ひます。さういふふうな経緯でここにさういふものを御提案しておるのであります。

○宮澤喜一君 技術的な小さなことでございます。主税局長にお聞きいたします。この附則の二項の「還付を請求することが出来る」といふ規定でございますが、これによつて還付請求権という権利が納税者に与えられた、さういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(原純夫君) 権利といひますか、本文の方で十二月三十一日、三十三年まで延ばされますから、税が安かつたんだといふことになるわけですね。ですからそれに基づいて返さなければならぬ。その返す請求の期限をさういふふうな期間で、さういふふうな期間で、三ヶ月以内にお願ひしますと、さういふことでございます。

○宮澤喜一君 この法律が成立しますと、措置法の九条の二といふのは、昭和二十七年の四月一日から昭和三十三年の末までこの特別措置ができる、さういふふうな読みかへることになると思ひますが、さういふ先刻お話をのギヤップの期間に納められた租税といふものは、この三項では過誤納とみなすこととありますけれども、それで、実は納税義務者に納税義務がなかつたのでありますし、国には実は徴税権がなかつたことに当然なるだろうと思ひます。さういふと還付を請求するこ

とが実はできるのではなくて、国が不当に徴税をしたことになる、この改正が成立しますと、さうすれば還付をしなければならぬといふ国に義務があるもので、つまり徴税権のもとになるその法的な基礎がないわけですから、還付をしなければならぬのであつて、「還付を請求することが出来る」のではないのじゃないかと思ひます。いわんやそれを三ヶ月で切るといふようなことは、はなはだしく考へによつては権力主義的な不当なことであつて、国が実はこれは返さなければならぬ、取が権限がないのですから、法律の考へ方としても、「請求することが出来る」といふ考へは間違つていやしないかと思ひますし、いわんやその期間を三ヶ月に限るといふようなことは、これは行政府あるいは国会の、先刻もお話がありましたから、立法府も責任があるのかも知れません。かりに共同責任でもよろしいのですが、その誤りによつて納税者に不当な迷惑をかける、さういふ書き方といふものは、それを三ヶ月に限るといふようなことは、どういふふうにお願ひなさいませうか。

○政府委員(原純夫君) これはあらためて申し上げますが、いろんな経緯があります。さういふ切れた、切れたやつたといふので、通常税について遡及効を持たず立法をするといふのは例外であります。特に増税とか、利益を奪うといふのは、絶対遡及効を与えるべきではない。減税の場合は遡及効を与えてもよろしいけれども、先ほど御審議を願つた米の場合のように、まだ申告期はこれからだといふような場合はそれで行ける。これは実は非常にさういふ意味では困るケースなのであります。

○宮澤喜一君 もう少しこまかくなつてな御恐縮でございます。措置法そのものの九条の二が、二十七年の四月から三十三年の十二月末といふふうな書き改められるわけですから、そこでそのギヤップの期間に、今納税者が納税をした、そのとき現在においては納税者に納税義務があつた、それは私はその通りだと思ひます。しかし、この法律が成立した後にその納税者がそれに就いて争つたといふと、かりにこの附則の規定がなかつたとした場合に納税者が争ふことになりました、自分は一月何日には納税義務があつたが、そ

す。ですから通例は、これはもう改正したらその切れた分はしようがないと思ひますが通例だと思ひます。ただ、どこがどういふことではございませんが、さういふふうなことになつてきて、そのあれをそのまま置いておく安かつたことにしよう。ついでにはまあおっしゃる通り気持は、こつちがお世話して何するといふことでなくちやいかぬと思ひますが、納税者の方から請求は出していただく。これは法律としてさういふふうな書きでございますが、国としても個々の納税者に十分周知徹底できるように、先般も衆議院でもさういふ御質問がありました、あらゆる手を尽くさういふつもりでおります。まあいろいろな経緯でさういふ空りまく押さえていたといふつもりでおりますので、お話しのような権利がどういふふうな気持でなしにやつておるつもりで、御了承いただきたいと思ひます。

○宮澤喜一君 さういふことになつてな御恐縮でございます。措置法そのものの九条の二が、二十七年の四月から三十三年の十二月末といふふうな書き改められるわけですから、そこでそのギヤップの期間に、今納税者が納税をした、そのとき現在においては納税者に納税義務があつた、それは私はその通りだと思ひます。しかし、この法律が成立した後にその納税者がそれに就いて争つたといふと、かりにこの附則の規定がなかつたとした場合に納税者が争ふことになりました、自分は一月何日には納税義務があつたが、そ

す。ですから通例は、これはもう改正したらその切れた分はしようがないと思ひますが通例だと思ひます。ただ、どこがどういふことではございませんが、さういふふうなことになつてきて、そのあれをそのまま置いておく安かつたことにしよう。ついでにはまあおっしゃる通り気持は、こつちがお世話して何するといふことでなくちやいかぬと思ひますが、納税者の方から請求は出していただく。これは法律としてさういふふうな書きでございますが、国としても個々の納税者に十分周知徹底できるように、先般も衆議院でもさういふ御質問がありました、あらゆる手を尽くさういふつもりでおります。まあいろいろな経緯でさういふ空りまく押さえていたといふつもりでおりますので、お話しのような権利がどういふふうな気持でなしにやつておるつもりで、御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) かりに五十坪といいたしすれば、片一方でもつばら住宅の用に供するといふ条件をどうするか、こういう問題があります。五十坪はまちやの商店にも適用になる、その際商店という場合になりますと、住宅との割合がどうかということになります。千分の六を一にするわけでありますから、相当大きな軽減でありま

のがございませぬ。ただいま申し上げたようなコンクリート建て、上の二層なり三層なりを住宅用に供するといふふうにして建てるなら、下の店舗の分も貸すといふようなことですね。従いまし

○政府委員(原純夫君) ただいま申しましたのは、住宅と申しますと、公庫の融資の一つに足貸しとい

○委員(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございませぬか。御質問もないようでありませぬから、質疑は終局したものと認め、これより採

多敷意見者署名
西川甚五郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
岡崎 貞一 左藤 義詮
苦米地英俊 宮澤 喜一
大矢 正 栗山 良夫
椿 繁夫 前田 久吉
○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめて

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律
補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。
第七條 削除
附則第九項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「昭和二十九年分、昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分」を「昭和二十九年分、昭和三十一年度分」に改める。

の繰入金金を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金金並びに一般会計からの資金への繰入金」に改め、同条の次に次の三條を加える。
(資金)
第三條の二 この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。
2 資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。
(資金の経理方法)
第三條の三 資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。
(資金の運用及び運用利益金の処理)
第三條の四 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。
2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。
第四條中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に、「資金からの繰入金」を加える。
附則第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。
12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行す

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「資金の貸付」を「貸付」に改め、同條第二項中「及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三條の二に規定する資金(以下「資金」という)からの繰入金」に改める。
第三條中「並びに第四條に規定する特定物資納付金処理特別会計から

午後零時二十八分散会
○委員(廣瀬久忠君) 速記を始めて。本日の委員会は、これにて散会いたします。
二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「資金の貸付」を「貸付」に改め、同條第二項中「及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三條の二に規定する資金(以下「資金」という)からの繰入金」に改める。
第三條中「並びに第四條に規定する特定物資納付金処理特別会計から

の繰入金金を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金金並びに一般会計からの資金への繰入金」に改め、同条の次に次の三條を加える。
(資金)
第三條の二 この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。
2 資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。
(資金の経理方法)
第三條の三 資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。
(資金の運用及び運用利益金の処理)
第三條の四 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。
2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。
第四條中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に、「資金からの繰入金」を加える。
附則第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。
12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行す

○委員(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續は、先例により、委員長に御一任願いたいと存じます。
それから、多数意見者の御署名を願います。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

附則
この法律は、公布の日から施行す

二月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（予備審査のための付託は一月三十日）

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月三十日）

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、とん税法案

とん税法案

とん税法

噸税法（明治三十二年法律第八十八号）の全部を改正する。

（課税物件）

第一条 外国貿易船の開港への入港には、この法律により、とん税を課する。

（定義）

第二条 この法律において「外国貿易船」とは、噸税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第五号（定義）及び百八条（外国とみなす地域）の規定により同法の規定の適用上外国貿易船とされるものをいい、「開港」とは、同法第二条第十一号（定義）に規定する開港をいう。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）第八条（純トン数等の定義）に定める純トン数をいう。

（課税標準及び税率）

第三条 とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

（納税義務者）

第四条 とん税は、外国貿易船の船長（船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者。以下同じ）が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者がとん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者がとん税を納付しなければならない。

（納期及び納付の方法）

第五条 とん税は、外国貿易船が開港に入港した場合に、その出港の時まで（当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日以内）に、政令で定めるところにより、納付しなければならない。

（納税の告知）

第六条 税関長は、とん税を徴収しようとするときは、納税義務者に對し、その納金額及び納付場所を指定して、納税の告知をしなければならない。

（非課税）

第七条 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合（これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。）において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。

一 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

二 検査のみを目的として一時入港する場合

三 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

四 出港後二十四時間以内其他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

2 前項ただし書の規定によりとん税を課する場合において、その貨物の積卸が第五条の規定による納期を経過した後に行われるときは、そのとん税は、同条の規定にかかわらず、当該貨物の積卸前に納付しなければならない。

（積量の測定）

第八条 税関長は、とん税の徴収のため必要があると認めるときは、外国貿易船についてその積量の測定をすることができ。

（担保）

第九条 とん税の課税標準を決定するため外国貿易船について前条の規定による積量の測定をしなければならない場合において、その開

港でこれを行うことが困難であるとき、その他やむを得ない理由により、とん税を納付すべき外国貿易船がその納付前に出港しようとするときは、税関長の承認を受けるとん税の額に相当する担保を提供しなければならない。

2 噸税法第八條第二項（納期日の指定）の規定は、前項の規定による担保の提供があつた場合におけるとん税の徴収について、同法第九條（担保の種類及び提供の手續）及び第十條（担保を提供した場合の充當又は徴収）の規定は、当該担保について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「國稅徵收の例」とあるのは、「國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例」と読み替へるものとする。

（國稅徵收法の不適用）

第十條 とん税の徴収については、國稅徵收法（明治三十年法律第二十一號）を適用しない。

（審査の請求及び訴訟）

第十一條 噸税法第九十條から第九十四條まで（審査の請求及び訴訟）の規定は、とん税の賦課又は徴収に関する処分について不服がある場合について準用する。

（罰則）

第十二條 偽りその他不正の行為により、とん税を免かれ、又は納付すべきとん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の場合においては、とん税を納付すべき者から、國稅徵收法（同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。）の例により、直ちにそのとん税を徴収する。

（罰則規定）

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

（犯罪事件の調査及び処分）

第十四條 噸税法第十一章（犯罪事件の調査及び処分）の規定は、とん税に係る犯罪事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第三十九條（通告処分）の不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の噸税法（以下「旧法」という。）の規定によつて課した、又は課すべきであつたとん税については、この附則に特別の定があるもののほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧法第一条第一項ただし書の規定によるとん税の一時納付があつた場合におい

て、同項ただし書の規定により当該納付に係る外国貿易船につきその開港においてとん税を納付することを要しないこととされてきた期間がこの法律の施行後にわたつているときは、当該外国貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港に最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法(昭和三十三年法律第 号)の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除するものとする。この場合においては、同法第五條第二項の規定を準用する。

4 前項の場合においては、旧法第一條第一項ただし書の例によらな

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表の關稅訴訟審査会の項中「關稅」の下に「及びとん税」を加える。

7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「噸稅法(明治三十二年法律第百八十八号)」を「とん税法

(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第三條中「噸稅法第一條第一項本文の規定」を「とん税法第三條第一号に規定する税率」に改める。

8 噸稅法の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法(昭和三十三年法律第 号)の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九條第一項(担保)の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

第十八條第一項中及び前條及び「及び出港届」を削る。

第九十五條第一項中「前條」の下に「(とん税法第十一條(審査の請求及び訴訟)において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十九條中「第十七條(出港手続)」を削る。

第一百十四條第三号中「第十七條」の下に「第一項」を加える。

9 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「噸稅法(明治三十二年法律第百八十八号)」を「とん税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第四條及び第五條中「噸稅法」を「とん税法」に改める。

特別とん税法案

特別とん税法

(課稅目的及び課稅物件)

第一條 別に法律で定めるところにより地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港には、この法律により、特別とん税を課する。

(定義)

第二條 この法律において「外国貿易船」、「開港」又は「純トン数」とは、とん税法(昭和三十三年法律第 号)第二條(定義)に規定する外国貿易船、開港又は純トン数をいう。

(課稅標準及び税率)

第三條 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課稅標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに十円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに三十円

(納稅義務者)

第四條 特別とん税は、外国貿易船の船長(船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者、以下同じ)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税

関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

(徴收)

第五條 特別とん税は、とん税にあわせて徴收しなければならない。

2 特別とん税及びとん税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十八分の十に相当する税額の特別とん税及び十八分の八に相当する税額のとん税の納付があつたものとする。

(とん税法の規定の準用)

第六條 とん税法第五條から第八條まで(納期及び納付の方法・納稅の告知・非課稅・積戻の制度)、第十條(國稅徵收法の不適用)及び第十一條(審査の請求及び訴訟)の規定は、特別とん税について準用する。

(担保)

第七條 とん税法第九條第一項(担保の提供)の規定による担保を提供する者は、特別とん税の額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 とん税法第九條第二項(担保についての準用規定)の規定は、前項の規定により提供された担保について準用する。

(國稅徵收の例による場合の措置)

第八條 とん税法第九條第二項(担保を提供した場合の徵收等)(前條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第十二條第三項(罰則)の適用があつた場合の徵收)又は第十條第三項においてその例によることとされる國稅徵收法

(明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「國稅徵收法」という。)第九條第三項から第十項までの規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞加算税額を徵收すべき場合においては、同條第三項から第十項までの規定にかかわらず、滞納に係るとん税額及び特別とん税額の合算額について、同條第三項から第十項までの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれ同條第三項から第十項までの規定により徵收すべきとん税に係る延滞加算税額及び特別とん税に係る延滞加算税額とする。

2 第五條第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徵收する場合について準用する。

3 國稅徵收法の規定の適用がある場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、國稅徵收法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の國稅又は滞納処分費に充当してはならない。

(端數計算)

第九條 特別とん税及びとん税は、國庫出納金等端數計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の規定の適用については、一の税目の國稅とみなす。

(罰則)

第十條 偽りその他不正の行為により、特別とん税を免かれ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しく

は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の場合においては、特別とん税を納付すべき者から、国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例により、直ちにその特別とん税を徴収する。
（罰則規定）

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

（犯罪事件の調査及び処分）
第十二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十一章（犯罪事件の調査及び処分）の規定は、特別とん税に係る犯罪事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第三十九条（通告処分と不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又ハ噸税」を「ト、噸税又ハ特別ト、噸税」に改める。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第十七条第一項の表の関税訴訟審査会の項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第二十三条中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第四十条第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十三年法律第 号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第 号）」を加える。

第三条の見出しを「（とん税等の免除）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三条第一号」の下に「及び特別とん税法第三条第一号」を加える。

第四条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第十三条中「とん税及び」を「とん税及び特別とん税並びに」に改める。

5 関税法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「とん税法（昭和三十三年法律第 号）」の下に「及び特別とん税法（昭和三十三年法律第 号）」を加え、「とん税の額」を「とん税及び特別とん税の額」に改め、「担保」の下に「及び特別とん税法第七条第一項（担保）」を加える。

第九十五条第一項中「とん税法（昭和三十三年法律第 号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第 号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第 号）」を加える。

第六条において準用する場合を含む。」を加える。

6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十三年法律第 号）」の下に「特別とん税法（昭和三十三年法律第 号）」を加える。

第四条中「又はとん税法」を「とん税法又は特別とん税法」に改める。

第五条中「とん税法」の下に「特別とん税法」を加える。

昭和三十一年二月十九日印刷

昭和三十一年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局